# 小 笠 原 村

## 第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

## 第2 監査の対象

## 1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	小笠原村	平成 29 年 5 月 11 日	平成 27 年度(平成 27.4.1~ 平成 28.3.31)及び平成 28
局	オリンピック・パラリンピック準備局、 福祉保健局、産業労働局及び建設局	平成 29 年 4 月 27 日	年度(平成 28.4.1~平成 29.3.31)の補助対象事業

### 2 団体の概要

所 在 地		在 地	東京都小笠原村父島字西町(村役場)			
地勢		勢	(区域) 智島列島、父島列島、母島列島、火山(硫黄)列島 及び3つの孤立島(西之島、南鳥島、沖ノ鳥島) (面積) 104.35 km² (東京・父島間の距離) 約1,000 km			
人口			П	1,498 世帯 2,602 人		
都との関係	補助金			35 件 4億6,105 万余円 (平成27 年度交付額) 29 件 2億6,408 万余円 (平成28 年度交付額)		
			監査を実施した (表1)	8件 3億9,482万余円 (平成27年度交付額) 6件 2億1,902万余円 (平成28年度交付額)		
	負担金			11 件 6, 185 万余円(平成 27 年度交付額) 11 件 7, 200 万余円(平成 28 年度交付額)		
			監査を実施した (表2)	4件 2,345 万余円 (平成27 年度交付額) 4件 2,397 万余円 (平成28 年度交付額)		
	交付金			23 件 8 億 7, 113 万余円 (平成 27 年度交付額) 25 件 8 億 7, 487 万余円 (平成 28 年度交付額)		

(注)上記数値等は、面積及び人口は平成28年10月1日現在、その他は平成29年3月31日 現在である。

# (表1) 補助金の交付状況

所	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額			
管局					平 成 27 年度	平 28 年度	
パラリンピック準備局オリンピック・	スポーツ施設整備費補助金		区市町村の行うスポー ツ施設の整備事業に要 する経費を補助 (1/2等)	-	16, 828	-	
福祉	東京都簡易水道事業等補助金	東京都簡易水 道事業等助成 規則	市町村が行う簡易水道 事業等の施設整備事業 に要する経費を補助 (7/10等)	158, 928	95, 662	116, 692	
			離島、山村等の地域住民 の医療確保に要する経 費を補助(1/2等)		71, 911	71, 931	
保健局	東京都へき地診 療所医療機器整 備費補助金	医療機器整備	へき地町村が設置する 診療所に係る医療機器 の整備に要する経費を 補助(3/4)	_	11, 702	3, 580	
	子供家庭支援区 市町村包括補助 事業補助金	子供家庭支援 区市町村包括 補助事業補助 要綱	区市町村が地域の実情 に応じて主体的に実施 する子供家庭分野に係 る事業に要する経費を 補助 (1/2等)	9, 271	11, 035	9, 128	
産業	漁村地域防災力 強化事業費補助 金	漁村地域防災 力強化事業費 補助金交付要 綱	町村等が行う漁村地域 防災力強化事業に要す る経費を補助(3/4 以内 等)	12, 090	160, 050	_	
労働局	東京都離島漁業 再生支援事業費 補助金	東京都離島漁 業再生支援事 業費補助金交 付要綱	漁業集落が実施する漁 場の生産力向上等に要 する経費を補助(1/4等)	6, 930	6, 769	6, 802	
建設局	市町村土木補助 事業補助金(道路 事業(都市計画道 路以外))		市町村が行う土木事業 に要する経費を補助 (3/10以内等)	12, 629	20, 866	10, 895	
	合計				394, 823	219, 028	

所管局		根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
	負担金名				平 27 年度	
福祉保健局	児童手当等都負 担金	児童 手当都負 担金交付要綱	児童手当法に基づき児 童手当支給に係る費用 の一部を負担(4/45等)	13, 595	13, 538	13, 123
	国民健康保険基盤安定都負担金	国民健康保険 基盤安定都負 担金交付要綱	国民健康保険の保険料の一部等を負担(3/4等)	4, 635	5, 427	5, 893
	国民健康保険高 額医療費共同事業都負担金	国民健康保険 高額医療費共 同事業都負担 金交付要綱	東京都国民健康保険団 体連合会への拠出金の 一部を負担 (1/4)	2, 631	2, 935	3, 245
	後期高齢者医療 保険基盤安定都 負担金	後期高齢者医療保険基盤安 定都負担金交 付要綱		1, 445	1, 551	1,712
合計					23, 452	23, 974

(単位:千円)

### 第3 監査の結果

### 1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、表1及び表2の補助金等を監査対象として選定し、団体の補助対象事業等について、主に、財政援助の目的に沿って適切かつ効果的に行われているか、補助金等の算定は適正に行われているか、などの観点から、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、補助金に係る会計経理等は適 正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

#### 2 指摘事項

#### (1)局

## ア 基盤整備事業に係る補助対象経費の算出方法を明確に定めるべきもの

福祉保健局は、平成27年度子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱(以下「要綱」 という。)に基づき、父島保育園トイレ改修等の基盤整備事業に対して補助金を交付している。

要綱によると、外構整備に係る経費は補助対象外であることから、表3のとおり、小笠原村が締結した工事契約金額のうち、「園庭遊具塗装替工事」に係る直接工事費を補助対象経費から除いている。したがって、直接工事費の金額をもとに算出する共通仮設費等(b)、(c)、(d)についても、「園庭遊具塗装替工事」に係る経費分を補助対象外とすべきである。

しかしながら、局は、基盤整備事業に係る工事契約金額の一部が補助対象外となった場合 の補助対象経費の算出方法を要綱等に定めておらず、共通仮設費等全額を補助対象経費とし て認めており、適切でない。

局は、基盤整備事業に係る補助対象経費の算出方法を明確に定められたい。

(福祉保健局)

(単位:円)

(表3) 父島保育園トイレその他改修工事契約金額及び補助対象経費内訳

契約金額 工種 補助対象経費 直接工事費計 (a) 3, 280, 420 2, 990, 420 直接仮設工事 145,000 145,000 保育室トイレ改修工事等 2, 755, 420 2, 755, 420 290,000 園庭遊具塗装替工事 90,000 90,000 島しょ割増費 共通仮設費 (b) 155, 510 155, 510 現場管理費 (c) 534, 500 534, 500 一般管理費等 (d) 429, 570 429, 570 工事費計 (a) + (b) + (c) + (d) 4, 400, 000 4, 110, 000 消費税及び地方消費税 352,000 328, 800 4,752,000 合計 4, 438, 800 補助金額(補助対象経費合計×1/2) 2, 219, 000